

議会運営委員会記録【速報版】

○招 集 日 時 令和8年 6月 1日（月）午前10時00分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

○出席委員	委	員	長	金 澤 克 仁	
	副	委	員	長	落 合 信 太 郎
	委		員	杉 山 尊 宣	
		〃		根 岸 裕 美 子	
		〃		関 川 翔	
		〃		染 谷 和 博	
		〃		佐 藤 隆 治	
		〃		遠 山 智 恵 子	

○欠 席 委 員 なし

○出席説明員 なし

○職務のため出席した者	議	長	山 野 井 隆
	議 会 事 務 局 長	彦 坂 哲	
	議 会 事 務 局 次 長	蛭 原 康 友	
	議 会 事 務 局 長 補 佐	永 井 宏 幸	
	議 会 事 務 局 長 補 佐	細 井 大 悟	

○調 査 事 件 （1）令和8年第2回定例会について
（2）その他

○調査の経過

午前10時00分開議

○金澤委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから議会運営委員会を開きます。

それでは、協議事項に従って会議を進めます。

最初に、令和8年第2回定例会について協議します。

①会期日程について、事務局の説明を求めます。

蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 議会事務局、蛭原です。令和8年第2回定例会の会期日程について御説明いたします。資料01-1を御覧ください。今定例会の会期につきましては、6月5日から6月19日までの15日間で御提案をしております。なお、6月10日は議事整

理日で休会としております。

あわせて、資料の 01－2 を御覧ください。質疑通告のスケジュールとなります。申合せのとおり、一般会計補正予算及び議案外質疑は事前通告制となっております。議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）は、6 月 12 日金曜日が本会議での議案質疑、付託の日と予定されておりますので、質疑を御希望される場合は、前日の 6 月 11 日、木曜日の午後 1 時までに通告の提出のほうをお願いしたいと思います。また、同補正予算につきましては、3 つの常任委員会への分割付託の御提案を後ほどする予定です。各委員会において、同補正予算に対する質疑、それから委員会における議案外質疑を希望される場合は、それぞれの委員会開催日前の開庁日、午後 1 時までの通告をお願いいたします。説明は以上でございます。

○金澤委員長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 質疑なしと認めます。

お諮りします。事務局の説明のとおり会期日程を決定することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

次に、②一般質問についてです。通告事項一覧表をサイドボックスに登載しておりますので、市政に関しないのではないかなど御確認いただいていることと存じます。事務局の説明を求めます。

蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 一般質問の通告について御説明いたします。資料 02－1 を御覧ください。今回は 6 月 5 日の初日に 3 名、2 日目の 6 月 8 日に 5 名、3 日目の 6 月 9 日に 5 名、4 日目の 6 月 11 日に 3 名、合計 16 名の方から質問通告をいただいております。なお、各質問の内容につきましては、資料 02－2 の一般質問発言通告事項一覧表を御覧いただき、市の一般事務に関する内容であることを御確認いただきたいと思います。説明は以上でございます。

○金澤委員長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 質疑なしと認めます。

お諮りします。事務局の説明のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

次に、③議案の付託についてです。事務局の説明を求めます。

蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 議案の付託について御説明いたします。資料 03、議案付託表を

御覧ください。5月29日付で、市長から14件の議案及び6件の報告案件が送付されました。このうち、初日に採決まで行う見込みの議案——具体的には、議案第28号、議案第30号から議案第39号まで、それから議決不要の報告案件を除いて、委員会の付託を御提案するものです。なお、議案第40号、令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）につきましては、各常任委員会への分割付託としております。また、ちょっと付託から少し話がそれるんですけども、総務文教常任委員会に付託されます議案第27号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、こちらの審議に当たりましては、本来、地方自治法の規定により監査委員の意見聴取というのが求められているところなんですけれども、今回、議案の内容を見ていただきますと、法令の条項の移動といった非常に軽微な内容でございます。今回のように軽微な改正につきましては、総務省からの通知によりまして、監査委員からの意見聴取は不要であるということを確認しております。こちら申し添えておきます。説明は以上でございます。

○金澤委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 質疑なしと認めます。

お諮りします。事務局の説明のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

次に、④請願の取扱いについてです。事務局の説明を求めます。

蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 請願の取扱いについて御説明いたします。今定例会の招集告示の日の前までに請願の提出はございませんでした。なお、陳情につきましては、受付の都度、議員の皆様と共有しております。陳情から請願への切替えの期限につきましては、申合せにより、付託日前日の正午となります。今定例会では、6月11日、木曜の正午までとなります。もし、陳情から請願への切替えへのほうを御検討されている議員さんにつきましては、こちらの締切日前までに、議会事務局のほうに御相談をお願いしたいと思います。請願の取扱いについては以上になります。

○金澤委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 質疑なしと認めます。

次に、⑤初日の議事日程について事務局の説明を求めます。

蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 初日の議事日程について御説明いたします。資料の番号が4番になります。初日の議事日程です。議案のうち、初日に採決のほうが見込まれておりますのは、日程第5、議案第28号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例について、こちらは法律の施行日に合わせて施行をしたいということで、初日の先議を市長のほうから依頼さ

れております。また、日程第 6 及び日程第 7、議案第 30 号から議案第 39 号までの工事請負ですとか財産の取得など、契約締結に伴う議案です。こちらにつきましても申合せに基づきまして、初日に採決まで行うことが見込まれております。それ以外の議案につきましては、初日は説明省略をお諮りするのみとなります。なお、日程第 9、日程第 10 の報告案件につきましては、説明省略をお諮りした後、質疑のみとなります。

また、2 ページ目に行っていただきまして、日程第 11、日程第 12 で、一部事務組合議会議員の補欠選挙を予定させていただいております。日程第 11、選挙第 2 号、常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の補欠選挙について、日程第 12、選挙第 3 号、利根川水系県南水防事務組合議会の議員の補欠選挙について、こちらの 2 件でございます。こちらは赤羽議員が、当該事務組合の議会の議員を辞職したことに伴う補欠選挙になります。なお、こちらは、本日の議会運営委員会散会後に、会派代表者の皆様にお集まりいただきまして協議のほうを行う予定となっております。

それから、ちょっと日程戻るんですけど、日程第 3 の諸般の報告ですね。こちらにつきましては、一部事務組合議会の報告につきまして、下水道組合議会について入江議員から、県南水防事務組合議会について遠山議員から、それぞれ報告書のほうを提出いただいております。また、議決が必要ない専決処分の報告が 1 件、今現在時点でございます。説明は以上となります。

○金澤委員長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 質疑なしと認めます。

お諮りします。事務局の説明のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、事務局の説明のとおり決定いたします。

次に、⑥その他です。第 2 回定例会について、その他、議長や委員からございませんか。事務局からありませんか。

蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 定例会に関係して事務局から 3 点ございます。1 点目、議長会からの表彰について御連絡です。初日の開会前に、議場において全国市議会議長会、茨城県市議会議長会の表彰がございます。複数の方、表彰対象になっておりますので、個別に後ほど御連絡をいたします。1 点目は以上でございます。

2 点目、契約・財産取得議案に関する除斥の確認について、御協力のお願いとなります。議案第 30 号から議案第 39 号までについては、契約関係の議案になっております。その相手方が法人という形になっております。これらの法人役員の中に、地方自治法第 117 条——いわゆる除斥と、ふだん呼んでいるものです。こちらに該当する方が含まれていないかどうか、念のため確認が必要というふうに考えられます。具体的には、議員本人、配偶者、2 親等以内の血族というふうになるんですが、政治倫理条例の制限がございますので、実際には議員の祖父母、孫、兄弟姉妹、こういった方が相手方の法人の役員に含まれ

ていないかどうか。こちらの確認ということになります。つきましては、対象となる法人の登記簿、役員名簿を議会事務局で入手いたしましたので、後ほど各会派にコピーをお渡しいたします。こちらを定例会開会前までに各会派の皆さんに御確認いただくよう、会派の皆様へ周知の御協力をお願いしたいというところです。なお、初日の開会前に、議長から改めて議員全員に除斥の有無のほう確認をさせていただきます。2点目は以上です。

続いて、3点目になります。出資法人の報告案件、具体的には、初日の議事日程で言いますと報告4、5、6です。日程第10です。こちらの質疑における除斥の取扱いについて御協議をお願いするものです。報告第4号から報告第6号までについては、市が出資する法人の決算と事業計画の報告というふうになっております。こちらは質疑のみで討論・採決はございません。この議事について、地方自治法第117条——いわゆる除斥ですね。こちらを適用すべきかどうか。実は解説書の一部には、こちらでも除斥の適用があるというふうな解説書がございまして——ちょっと発見したんですが、判断がつきませんでしたので、全国市議会議長会にこれ適用すべきでしょうかということでお問合せをしましたところ、こちらを適用する、しないは、全国市議会議長会ではちょっとお答えができないと。各議会で判断してくださいということがございまして、実は茨城県の市町村課にも照会をかけています。その答えはまだ返ってきておりません。つきましては、こちらの法人の役員に、地方自治法第117条で規定される議員本人——これに議員本人が入っているものがあります。議長、副議長、総務文教常任委員長ですとか、配偶者、2親等以内の血族がもし含まれていた場合、その議員の退席を求めるかどうか、議会運営委員会で御協議をお願いしたいところです。なお、先ほど言ったように除斥を適用させる場合には、正副議長、総務文教常任委員長が除斥の対象ということで、こちらの質疑の際にはちょっと議場の外に出ていただくと。そういったような運用になりますのと、あらかじめ各議員に、その役員名簿のほうの確認をお願いすることとなります。事務局からは以上となります。よろしくをお願いします。

○金澤委員長 報告と説明が終わりました。

ただいまの説明を踏まえて、最後の部分、報告第4号から報告第6号までの出資法人の報告議案の議事について、議員本人、配偶者、2親等以内の血族が出資法人の役員に含まれる場合に、その議員に退席を求めるかどうか御協議いただきたいと思います。御意見ございませんか。

染谷委員。

○染谷委員 これ退席となると——議長、副議長、総務委員長がいなくなると、議事は誰がすることになりますか。

○金澤委員長 蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 正副議長が同時に除斥となった場合ということなんですけども、こちらは仮議長が議事進行ということになりまして、金澤議会運営委員会委員長が進行するという形になります。以上です。

○金澤委員長 遠山委員。

○遠山委員 もう既に昨年、前例つくっているわけですから、取手市議会としては。やは

り除斥——退席していただくということが筋論ではないかなと思います。そもそも全国市長会とか市議会議長会とか、そういったところに、前は問合せというのはしてはなかったんでしたっけ。

○金澤委員長 蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 前回は全国市議会議長会には照会をしております。その際には、はっきりとしたお答えが——適用ですということで、お答えがありましたので適用しています。ただ今回は、適用するかしないかの判断——2つの考え方が明確に分かれているんだそうです。なので、全国市議会議長会では、やるべきともやらないべきとも言えないというふうな御判断です。

○金澤委員長 蛭原次長、前回と今回——要は、報告案件と前回の違い。そこをもう一回。蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 すみません。ちょっと説明が漏れておるといえるか、十分ではないと思います。前回、指定管理者議案のときに、除斥が適用ですということで、会派の皆さんに役員名簿などを確認してもらったと思います。その際は、討論・採決が含まれる重要な意思決定——議会としての重要な意思決定の議案であったということが大きな点だと思います。こちらについては明確に除斥の適用がございます。今回の場合というのは、質疑のみで討論・採決はございません。議会としての意思決定はございません。もともと、その除斥の制度というのは、議会の公正な審議をするために利害関係者を、その審議であるとか、意思決定から外しましょうというふうな趣旨ですので、今回、討論・採決ございませんので、除斥を適用すべきかどうかというのは、かなり微妙なところということです。以上です。

○金澤委員長 遠山委員。

○遠山委員 今の次長からの説明で納得はしました。そもそも充て職が行われているということで、こういうことになるのかなというふうに思います。——そうでもない——そういう意味では前回とはちょっと違うんだということでは理解します。

○金澤委員長 ほかにありますか。——そうすると、今までの意見をまとめると、今回に関しては除斥の対象としないというような意見が出ていると思うんですけども。それでは、お諮りして大丈夫ですか。質疑、ほかに意見とかありますか。

○山野井議長 除斥の——報告と、えっと……。

○金澤委員長 議長いいですよ。

休憩します。

午前 10 時 17 分休憩

午前 10 時 21 分開議

○金澤委員長 再開します。

それでは、そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 なしと認めます。

それでは、お諮りします。報告第 4 号から報告第 6 号までの出資法人の報告議案の議事

について、議員本人、配偶者、2親等以内の血族が出資法人の役員に含まれている場合に、その議員に退席を求めることに賛成の委員は挙手を願います。——賛成者なしです。したがって、報告第4号から報告第6号までの議員本人、配偶者、2親等以内の血族が出資法人の役員に含まれている場合に、その議員に退席を求めることは否決されました。

続いて次第の2、その他です。

初めに、①令和8年度第1回市民との意見交換会で出た意見の振り分けについてです。配付資料に振り分け案をお示ししております。それに質疑ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 今、この意見交換で出た意見ということで、挙げるとたくさん出てくると思うんですけども、意見交換そのものが、要望的に賜っちゃうほうが多くて、その意見交換するだけの時間的な余裕がないような感じがするんですけど。それをまた、たくさんこれをまとめていく作業というのがとても大変だと思うんですけど、その意見交換の時間的なもの——人数がいっぱい来ると、どうしても意見を聴いているだけで終わっちゃう——相手のほうの話を聴いてるだけで終わってしまうんですけど、その辺のところと今後のまとめ方で何か、これはワーキングチームのほうでの考え方とか、また議長のほうで、そういった考え方の方針があれば教えていただければと思うんですけども、今の現状どんなふうに思っておられるか、お願いします。

○金澤委員長 ありがとうございます。今回の意見交換会に限っては、ちょっと赤羽議員の発言とか、それに対する質疑とかの時間を設けたので、意見交換の時間が前半——1部、2部ともに10分ずつ短くなったのは事実でございます。今後については、ワーキングチームで話し合っていきますけれども、基本的には従前どおりに戻していく形になるのかなと思いますので、ありがとうございます。今、佐藤委員から、議運でそのような発言があったということも、ワーキングチームで共有させていただきますので、よろしくお願いします。

ほかにありますか。——質疑なしと認めます。

それでは、お諮りします。ただいまお示しした案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、市民との意見交換会ワーキングチーム会議において、頂いた意見について調査・回答する項目にするかは、振り分けられた委員会で判断することが決定されています。意見交換会ワーキングチーム会議の決定のとおり行いたいと思いますが、それに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 なしと認めます。

それでは、お諮りします。頂いた意見について、調査回答する項目にするかは、振り分けられた委員会で判断して回答することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、各常任委員会における調査方法についてです。昨年の意見交換会の際には、委員会を開催し、執行部に出席していただいて、委員全員で調査を行うという方法で調査を行っております。これも同様の調査方法で行いたいと考えますが、これに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 なしと認めます。

それでは、お諮りします。ただいまお示ししたとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、議会運営委員会へ振り分けられた意見の調査方法についてです。議会運営委員会では、前回、委員全員で調査し回答を作成しました。今回も同様の調査方法で行いたいと考えますが、これに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 なしと認めます。

それでは、お諮りします。ただいまお示ししたとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。6月定例会中の委員会で調査等を行います。

次に、②スマートフォン等の本会議・委員会への持ち込み・使用についてです。配付資料として、各会派から御報告いただいた内容をサイドボックスに掲載しております。私物のスマートフォン等の使用について、各会派の意見が分かれております。こちらの内容について御意見はございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 私たち共産党では、会派で話し合ってきたんです。ちょっと問題が起きたという時点では、やはり誤解を生むだろうということで、スマホの持ち込みは不可としようというふうに私もこの場では、そういうふうにして、ちょっと発言した経緯があったかと思うんですが、いろいろ話し合ってきたところ、やっぱり今はすぐ調べられるんですよ、スマホでの調べ物というのはね。だから、そういう意味では、悪用というか、議場でやっていいこと、悪いことという、まずその点が問題だということを指摘されたということもありましたので、私たちはやっぱり調査上必要であれば、今までどおり使用は可能にしたいんじゃないかということで、意見が変わってきたという経緯があります。以上です。

○金澤委員長 ほかにありますか。

休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時33分開議

○金澤委員長 再開します。

今様々な御意見が出ましたが、それでは、お諮りをしたいと思います。

私物のスマートフォン等について、使用を認めるが、基本的にかばん、ポケットなどにしまっておくものとし、机の上など目に見える位置には置いておかない。ただし、着信や連絡が来ているかなどの一時的な確認のために手に取って操作することは認めることに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

次に、傍聴者の写真等の撮影及び録音等の制限についてです。配付資料として、他の市議会の状況をサイドブックに掲載しております。先日の委員会でも御意見を伺いましたが、こちらの資料を踏まえ、改めて皆様の御意見をお聴きしたいと思います。

染谷委員。

○染谷委員 写真撮影の件なんですけども、今まで取手市議会でも、議長に申し出れば断った例というのはないので、やはりここは議長の許可を得てがいいのかなと思います。

○金澤委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 なしと認めます。

お諮りします。傍聴者の写真等の撮影及び録音等について、今までどおりの適用とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、傍聴規則の一部改正についてです。

事務局の説明を求めます。

永井補佐。

○永井議会事務局長補佐 事務局、永井です。御説明させていただきます。3月18日の議会運営委員会で、傍聴席での飲食について御協議いただき、体調管理のための水分補給については認めるということで決定していただいております。傍聴規則の改正案で今回お示しするものです。これに関する条文なんですけれども、こちらは第7条の第4号の規定になります。今回の水分補給に関する改正に併せまして、全国市議会議長会から標準市議会傍聴規則の改正というものも示されておりますので、そちらの内容も一緒に改正したいと考えております。第7条第4号以外の改正箇所は、これに伴う改正となります。

標準市議会傍聴規則が改正された経緯なんですけれども、平成3年から改正が行われておらず、時代の経過とともに一般的に使用されていない言葉が残っていることから、検討会議での検討結果を踏まえて各市議会に改正内容が示されたものになります。こちらの改正内容について、本日の議会運営委員会で御承認いただけたら、議長決裁の上、速やかに傍聴規則を改正・公布し、6月定例会では改正後の傍聴規則で運用したいと考えております。以上が説明となります。御協議をお願いいたします。

○金澤委員長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

遠山委員。

○**遠山委員** 大きな問題ではないかと思うんですが、ちょっと字句の問題なんですけど、これは——何ページというか——開いた2ページになりますね。2ページで第6条の2、この「係員をして」というのが何か、通常、市民がこの条例を読んだときに、ちょっと不具合とか何か——どうなの。「係員を通して」という使い方って、やっぱりまずいんですかね、法制的に。係員を通して質問させることができるというか、何か議長が指示をするわけなんです、係員に。「通して」ってやったほうが、スムーズに読むのかなと思ったんです。何かルールとかがあれば、それでいいんですけど。

○**金澤委員長** 永井補佐。

○**永井議会事務局長補佐** 事務局、永井です。こちらに関しましては標準市議会傍聴規則の言い回しに沿ってお示ししているものです。ただ「係員をして」を「係員を通じて」とか「通して」という形にしてはいけないとかいうことはないと思います。意味合いも特に変わらないかなと思いますので、議運の中で御協議いただいて、そのほうがいいということになりましたら改正も可能だと考えております。以上です。

○**金澤委員長** ほかに意見はありませんか。

染谷委員。

○**染谷委員** 今、改正するとして、そうすると、全体的に改正する場所がかなり出てきてしまう可能性はありませんか。

○**金澤委員長** そこを一部だけ改正すると、ほかにも全部見直さなきゃいけないかなって。永井補佐。

○**永井議会事務局長補佐** ここの「係員をして」という言い回しで、ちょっとほかにも同様のこういう言い回しがあるかというのは今確認を取ってはおりませんので、もしかしたら、今日決めてしまうと、改正漏れというか——というところは出てきてしまうかもしれません。ただ、仮に言い回しがそのままになってしまったとしても、それほど実害は出ないかなと思っております。以上です。

○**金澤委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** あと、もう一点なんですけど、隣の3ページですよね。第11条なんですけど、改正後、「傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し」ということで、それは分かるんですね。制止したのは違反したことという、その行為のことだと思うんです。その後、「その命令に従わないときは、これを退場させることができる」と。今度、この場合の「これ」というのは「傍聴人」を指すんですよね。そうすると、どうも時代にそぐわないというか、あまりこういうところをいじらないできたという、最初、委員長のほうからも説明あったと思うんですけれども。そういう意味では、人に対して「これ」というのは、ちょっと私は抵抗を感じたんです。だから、「議長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる」とやれば、ちょっと違うのかなと。本当に大したあれじゃないかもしれないんだけど、でも、この際だから時代に合ったものにしてはどうでしょうか。意見です、あくまでも。以上です。

○金澤委員長 休憩します。

午前 10 時 40 分休憩

午前 10 時 41 分開議

○金澤委員長 再開します。

ほかに意見ありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 私、先ほど発言させていただいたんですけども、この案文を——昨夜、資料を確認したところ、ちょっと何か引っかかりがあったわけなので、今日この議運で発言させていただきました。先ほど、いろいろなほかの議員の方とか事務局のほうからも、ちょっと説明——条例文としてというようなことで、あり得るだろうということを説明を聞いて、今回それは承知しましたので結構です。

○金澤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 なしと認めます。

それでは、お諮りします。

事務局の説明のとおり、傍聴規則を改正することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、そのように決定いたします。議長において速やかに規則の改正をお願いいたします。

次に、⑤議場内での議員章の佩用についてです。4月20日の議会運営委員会において、杉山委員から発言があった内容です。クールビズ期間内でポロシャツ着用時であっても、議場では議員章をつけたほうがよいという市民の方の御意見があったとのことでした。これについて各会派の意見をお聞かせいただくことになっておりましたので、よろしくお願いいたします。

まず創和会、佐藤委員。

○佐藤委員 杉山さん御提案のとおりで、創和会の中でいろいろ話し合った結果、議場に入る際に記章をつけて入るということで、登壇する際も記章をつけて質疑等をするというような流れでございます。以上です。

○金澤委員長 続いて、公明党から、染谷委員。

○染谷委員 この問題って、ポロシャツをオーケーにしたときにもあって、その後、岩澤議長の時にもあって、何度も繰り返してきてるんですけども、今日は議長、ポロシャツに議員バッジをつけていらっしゃいますけれども、何となくおかしいなと。着れるポロシャツは取手市が販売しているものという規定もあるわけで、ポロシャツの場合は特にいいんじゃないかなと。先ほど佐藤委員が言われたように、議場に入るときに上着を持っていて、上着にしっかり記章がついていれば、それでいいんじゃないかというふうに思うんですけども。そうすると、登壇するときにどうするんだとか、いろんな案が出てきて、正確に言えば杉山委員のように、ネクタイをしてきちっとするというのが昔でしたけども、今日も6月1日でこの暑さというのもありまして、暑さ対策もあってポロシャツオーケー

にしてるといふことでもあると思いますので、ポロシャツにまでつけなくていいのかなというふうに思っております。

○金澤委員長 続きまして、みらい、関川委員。

○関川委員 どちらの意見も分かります。今日、まさに議長が、この件があったからということでこうやって着てもらってるんですけど、まあおかしくは感じないですけど、市民がそれを求めるのであれば、それは全然いいんじゃないかなと。ただ、染谷委員のような意見も、もちろんあるかとは思いますが、ちょっと話し合いかなと思ってます。

○金澤委員長 続いて、日本共産党、遠山委員。

○遠山委員 ポロシャツを可とするというか、クールビズの際、着用はいいことにしようと言ったときに、実は同時に、その代わり襟のないTシャツは駄目にしようということで、Tシャツで出るといふのは、そこはちょっと何か軽微というか軽くなるねということで、議会の中でも議論してた経緯があります。そういう意味では、あえて襟のあるものを着るということであれば、ましてや取手——それはポロシャツは、ポロシャツに変わりないと思うんですけど、わざわざいいのかな、つけなくてもというふうには私は思うんですね。例えば、女性なんか特にそうなんですけど、男性もそうですよね、男性議員もね。クーラー——エアコンがついてるから、大体クールビズの時期は、ちょっと寒かったり暑かったりということで、上着をやっぱり持ってきてる、着てる。たまたま暑くなって登壇しちゃったということもあるかもしれないんですけども、そのとき、あえて上着を着て行く人の姿も見られるということもあったりして、私はポロシャツにわざわざ——あの薄い襟につけるまでいいんじゃないかと。基本、議場でのみ議員章ということでつけるということでは、うたってあるんですけどね。そこはきちっと踏まえていけば、これまでどおりでいいんじゃないでしょうか。

○金澤委員長 無会派クラブ、根岸委員。

○根岸委員 私もポロシャツの場合は、記章は必要ないのではないかと考えています。1つ、ちょっと引っかけたのが、ポロシャツにまで記章をつけるって、すごい何か権威をひけらかしているような感じもすごくあって、ちょっとそこまでやる必要はない——。ふだんは責任としてつけるということはあるとは思いますが、とはいえ、ポロシャツまでというの、ちょっと違和感を感じたところです。以上です。

〔「申し訳ございません」と呼ぶ者あり〕

〔笑う者あり〕

○金澤委員長 ただいまの各会派からの内容について御意見のある委員はいますか。
ちょっと休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時59分開議

○金澤委員長 それでは、再開いたします。

協議しましたが、本件については意見が一致できないため、今後の検討課題といたします。ただし、様々な御意見がある中で、選挙という形で市民の負託を受けて選ばれた議員ですので、本会議場に入るときは、できるだけ議員章の着用をするようにということを、

各会派で意見の共有をしていただければと思います。

次に、委員会での質疑時間の表示についてです。5月15日に行われた一般会計予算・決算審査常任委員会で可決したため、議会運営委員会で協議するよう求められたものです。これまで委員会での質疑時間は、事務局が鳴らすベル等で残り時間を知らせていました。これを本会議のようにモニター等に表示して、委員が確認できるようにしてほしいという内容です。休憩して、質疑時間を表示した場合のモニター等の設置場所等を確認したいと思います。

休憩します。

午前 11 時 00 分休憩

午前 11 時 02 分開議

○金澤委員長 再開します。

こちらの内容について、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 なしと認めます。

お諮りします。委員会において、質疑時間を表示することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

最後にその他です。

まず、議員研修会についてです。事務局の説明を求めます。

蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 議員研修会の実施に関しまして御協議をお願いしたいと思えます。議員研修会の内容につきまして、山野井議長と事務局で検討を重ねました結果、マクロ経済について学んでいただくということで、著名な経済評論家の森永康平さんに講演を依頼してはどうかということで、そういった結論に至りました。ただ、ちょっと見積りなどを取りましたところ、講演料が研修会の年間予算をオーバーしてしまう。そういった見込みになりましたので、もし森永さんに依頼をする場合には、ほかの予算から不足分を流用する必要がちょっと生じるかなというところです。このため、ちょっと議長とも御相談しまして、議員・委員派遣旅費、年間 100 万円予算措置しておるところなんですけれども、こちらから予算の不足額、大体 30 万円から 40 万円程度が上限かなというふうに見込んでおります。そちらを流用して研修会を実施してよろしいかどうか、御協議をお願いしたいと思います。説明は以上です。

○金澤委員長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

染谷委員。

○染谷委員 結局、幾らかかるんですか。

○金澤委員長 蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 概算で 60 万円程度はいくだろうと。交通費などもございますので、詳細の値段は、まだこれから詰めていくというところです。

○金澤委員長 いいですか。

遠山委員。

○遠山委員 それだけ勉強になるのかなというふうに期待したいと思うんです。あくまでもこれ、議員の研修費からということなんですけど、行政職のほうも、経済関係とか財政関係とか部長級とか、やっぱり一緒に勉強したらいいんじゃないかなと。それもありですかね。ちょっと、まあ検討するということがいいと思うんですけど。ぜひ委員長。

○金澤委員長 蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 本来こちら、議員さん向けの研修費ということで予算を取っておるところなんですけど、議会運営委員会ですので、議員さんの方から異議がなければ、どういった方に向けて講演を聞いていただくというのは、それは議員が決められるものかなというふうに考えてます。あと、先方の講師さんとの御相談の内容によるというところです。以上です。

○金澤委員長 関川委員。

○関川委員 誰もが知るような方の、それなりの値段でやってもらうという中で、その講演内容を録画して後で見直すということは可能なのか。状況によっては出席できない議員もいる可能性があるんで、そういうときにその限定の中で、その録画をもう一回見直すことが可能なのか、この辺って分かりますか。

○金澤委員長 蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 今の段階で森永さんにお受けいただけるかどうかというのは、ちょっと分からないんですけども、以前、弁護士の先生に講演していただいたことがございました。そのときには録画をして、来られなかった方にも見てもらうということでお願いをした結果がございましたので、今回も同じようにお願いはしてみたいと思います。

○金澤委員長 ほかに。

佐藤委員。

○佐藤委員 今回、そういった人気の先生を呼ぶ場合の費用というのは、これだけかかるということが分かったんですけど、年間通して、議員研修会というのはその予算があって、その中で1回やるか2回やるかであると思うんですけど、今はもうそういった講師の先生をお招きするのに、昔とだんだん金額も変わってきてると思うんですよ、消費税も入れて。そういう中で、この予算の取り方の在り方自体も、もう一度検討していく方向性が今後必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、本当に1回でやるのか2回やるのかでも全然違っちゃうと思うんですけど、その辺の考えも今後まとめていただきたいと思います。以上です。

○金澤委員長 その辺は議運の中で、今後協議していきたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 なしと認めます。

それでは、お諮りします。事務局の説明のとおり、議員・委員派遣旅費から予算流用して研修講師謝礼に充てることに、賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○金澤委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定します。

続いて、令和8年第3回定例会の予定についてです。事務局の説明を求めます。

蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 令和8年第3回定例会の会期日程案についてです。9番の資料を御覧ください。さきの三役調整会議におきまして執行部側から、令和8年第3回定例会は9月2日に市長が招集する予定であるということが示されました。これを受けまして、9月2日に定例会を開会、一般会計決算の審査を3日間含めまして、9月18日に閉会。合計で17日間の会期日程案のほうを今現在でお示ししております。なお、一般質問通告文書の発送予定、このとおり行きますと8月20日となりまして、その翌日の21日から通告受付開始の予定というふうになりますので、御留意をいただければというふうに思います。簡単ですが、現時点での説明は以上でございます。

○金澤委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 なしと認めます。

お諮りします。ただいまの説明のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 異議なしと認めます。したがって、そのとおり決定いたします。

そのほか、議長や委員からございませんか。

事務局からありませんか。

蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 事務局から2点、御報告がございます。

まず、中学生議会のことについてです。取手第二中学校さんから、中学生との協働事業を2年生を対象に、毎年1月、2月頃に行いたいという申出がございました。事務局としましては、今年度から実施できるように調整させていただきたいなというふうに考えております。なお、今年度は取手第二中学校以外の学校からの協働事業実施の申出はございませんでした。

次、2点目です。若者との意見交換会についてになります。意見交換会ワーキングチームにおいて、市内の高等学校に議会との意見交換会の開催について打診をしていただきました。その結果、江戸川学園取手高等学校から開催を希望する旨の連絡をいただいたところでございます。こちらを受けて、いつ、どのような形で高校生との意見交換会を開催するか、意見交換会ワーキングチームのほうで、後日ご協議をいただければというふうに考えております。事務局からの報告は以上になります。

○金澤委員長 中学生議会についてと若者との意見交換会について報告がございました。

若者との意見交換会については、これはワーキングチームの会議で、いろいろと協議していくことにしたいと思いますが、それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 それでは、ワーキングチーム会議で様々協議していくことといたします。
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 なしと認めます。

それでは、お疲れさまでした。これで議会運営委員会を散会します。

午前 11 時 11 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

議会運営委員会委員長
